



新型コロナワクチン

追加(3回目)接種の優先接種対象者

※ 1月31日時点の情報であり、今後変更になる場合もあります。

新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受け、社会経済活動の安定維持を図るため、大崎町独自の優先接種対象者を設けます。対象者には優先的に接種券の発送、予約の受付をします。

優先接種対象者

- 幼稚園の教諭等、保育園の保育士等、放課後児童クラブ従事者、学校教員等、放課後等デイサービス従事者
- 居宅サービス事業所等（通所・訪問）従事者
- 妊婦
- ゴミ収集員等

小児(5歳～11歳)のワクチン接種について

5歳から11歳のお子さんも、新型コロナワクチンを接種できるようになりました。ワクチン接種は任意接種です。国はワクチン接種を予防接種法の特例臨時接種に位置付けていますが、努力義務の規定は適用しないこととしています。

対象者にはお知らせの文書を送付していますので、内容を確認し接種を受けるご本人（お子さん）とも相談のうえ、ご判断ください。

接種対象者：5歳～11歳の方

ワクチンの種類：ファイザー社の小児用ワクチン

ファイザー社の12歳以上のものに比べ、有効成分が1/3になっています。

1回目の接種後、2回目の接種前に12歳の誕生日がきた場合は、2回目の接種にもファイザー社の小児用ワクチンを使用します。

接種回数：3週間の間隔を空けて2回

前後に他の予防接種を行う場合、原則として新型コロナワクチン接種と13日以上の間隔を空けてください。

2回目接種から6か月経過しても3回目の接種券が届かない場合は、
保健福祉課 新型コロナワクチン推進担当までお問い合わせください。

☎ 099-476-1111 (183・184)